

令和6年度第1回草加八潮消防組合特別職報酬等審議会会議録 (概要版)

1 開催日時

令和7年1月30日(木) 午前10時00分から午前10時45分まで

2 開催場所

八潮消防署3階 視聴覚会議室

3 出席者の氏名

- (1) 管理者 瀬戸 百合子 管理者
- (2) 委員 飯田 房義 委員
小笠原 薫子 委員(会長職務代理者)
押田 英樹 委員
藤波 達也 委員(会長)
- (3) 事務局 南雲消防局長、竹内消防局次長、高橋総務課長、板倉総務課副課長、
日下職員係長、名倉庶務係長、神出総務課主査

4 会議の次第

- (1) 草加八潮消防組合特別職報酬等審議会委員委嘱式
 - ア 開式
 - イ 委嘱書交付
 - ウ 管理者挨拶
 - エ 閉式
- (2) 令和6年度第1回草加八潮消防組合特別職報酬等審議会
 - ア 開会
 - イ 委員、事務局紹介
 - ウ 会長選出、会長職務代理者指名
 - エ 諮問
 - オ 審議
非常勤特別職職員の費用弁償の改正について
 - カ 閉会

5 公開・非公開の別

公開

6 傍聴者

なし

7 審議の結果

非常勤特別職職員の費用弁償の改正について、令和7年4月1日から改正することが適当である。

(1) 草加八潮消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第4条（費用弁償）において、交通費相当額を支給する条例の改正は適当である。

(2) 条例改正の内容について

交通費相当額を支給する次の内容を勘案し、現行の条例に加え、条例改正をすることが適当である。

ア 日額費用弁償は支給しないが、交通費の実費相当額を草加八潮消防組合職員等の旅費に関する条例に基づき支給する。

イ 管轄外に居住する特別職職員に支給する。

ウ 同一日に構成市の会議等に出席した場合は支給しない。

8 審議の内容

(1) 日額費用弁償を支給しないことについて

通勤に係る交通費は実費支給が一般的と考え、また日額支給とした場合に、その金額における妥当性を示すことが困難であるため、日額費用弁償を支給しない。

(2) 管轄外に居住する特別職職員に支給することについて

管轄内に居住する特別職職員の場合は、公共交通機関を利用した想定でも、支給する報酬で交通費をまかなえろと考え、管轄内に居住する特別職職員には支給しない。

(3) 同一日に構成市の会議等に出席した場合は支給しないことについて

構成市（草加市及び八潮市）で開催される定例的な会議に出席した場合、構成市から費用弁償の日額等が支給されることから、二重に支給されることになるため、同一日に構成市の会議等に出席した場合は支給しない。

以上の審議内容を踏まえ、草加八潮消防組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例第4条（費用弁償）の改正が適当である結論に至った。

9 審議の概要

詳細な会議録は、草加八潮消防局で公開する。